

令和元年第3回山ノ内町議会臨時会会議録

山ノ内町告示第54号

令和元年6月3日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

令和元年6月3日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 仮議席の指定について
- 2 議員の選挙について
- 3 議員の議席の指定について
- 4 会議録署名議員の指名について
- 5 会期の決定について
- 6 副議長の選挙について
- 7 議席の一部変更について
- 8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について
- 9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について
- 10 北信広域連合議会議員の選挙について
- 11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について
- 13 同意第 3号 山ノ内町監査委員の選任について
- 14 報告第 2号 平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 15 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 4号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
- 16 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第 5号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 17 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 6号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 18 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 7号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 19 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 8号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 20 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第 9号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 21 承認第 9号 専決処分の承認について

- 専決第10号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 承認第10号 専決処分の承認について
- 専決第11号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 23 承認第11号 専決処分の承認について
- 専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小林 央 君	8番	高田 佳久 君
2番	白鳥 金次 君	9番	渡辺 正男 君
3番	山本 岩雄 君	10番	西 宗亮 君
4番	湯本 晴彦 君	11番	小林 克彦 君
5番	高山 祐一 君	12番	布施谷 裕泉 君
6番	望月 貞明 君	13番	山本 光俊 君
7番	徳竹 栄子 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤 光男 議事係長 田村 英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小松 健一 君
教育 長	柴草 隆 君	会計管理者	渡辺 千春 君
総務課長	小林 広行 君	税務課長	山崎 和彦 君
健康福祉課長	大塚 健治 君	農林課長	鈴木 隆夫 君
観光商工課長	湯本 義則 君	建設水道課長	小林 元広 君
教育次長	山本 和幸 君	消防課長	町田 昭彦 君

(午前10時00分)

議会事務局長(藤澤光男君) おはようございます。本日は大変ご苦勞さまで。議会事務局長の藤澤です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の西宗亮議員をご紹介します。

西宗亮議員、議長席にお着き願います。

(西 宗亮議員議長席に着く。)

臨時議長(西 宗亮君) ただいま紹介いただきました西宗亮でございます。

地方自治法第107条の規定によって、議長の選挙が終わるまで臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以降、着座にてお願ひいたします。

臨時議長(西 宗亮君) お諮りします。議員及び議会事務局相互の自己紹介は既に済んでおりますけれども、初議会でありますので、改めて全員から自己紹介をお願いしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

臨時議長(西 宗亮君) 異議なしと認めますので、まずは議会側からお願ひしたいと思います。

議席1番の議員から順次お願ひいたします。

(議員自己紹介)

臨時議長(西 宗亮君) 次に、議会事務局お願ひいたします。

(事務局自己紹介)

臨時議長(西 宗亮君) 続いて、町側、町長から順次お願ひいたします。

(理事者、管理職自己紹介)

臨時議長(西 宗亮君) 以上で自己紹介を終わります。

お手元に執行機関側の座席表を配付しておきましたので、ご覧ください。

(開 会)

(午前10時06分)

臨時議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和元年第3回山ノ内町議会臨時会を開会します。

臨時議長(西 宗亮君) クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、当議会もクールビズを本年も実施することとしました。したがって、本臨時会は、ノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知願ひいます。町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

本日ここに、さきの議員選挙により新しく選ばれました議員をお迎えし、令和元年最初の第3回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、定刻にご参集いただき開会できますことに厚くお礼申し上げます。

本議会にご提案申し上げます案件は、監査委員の選任同意1件、一般会計予算の繰越報告1件、一般会計及び5特別会計の補正予算並びに介護保険条例、税条例、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認が9件、合わせて11件でございます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本臨時議会は、新たな議会の構成等が行われる重要な議会でありますので、議会の規則に従われ、円滑にご選任されますことをお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

開 議

臨時議長(西 宗亮君) これより本日の会議を開きます。

1 仮議席の指定について

臨時議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

2 議長の選挙について

臨時議長(西 宗亮君) 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

臨時議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に2番 白鳥金次君、4番 湯本晴彦君、7番 高山祐一君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名を記載願います。

(議会事務局職員投票用紙を配付する。)

臨時議長(西 宗亮君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

臨時議長（西 宗亮君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

臨時議長（西 宗亮君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇いただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願いいたします。

それでは、申し上げます。

1番 小林央議員、2番 白鳥金次議員、3番 山本岩雄議員、4番 湯本晴彦議員、5番 山本光俊議員、6番 布施谷裕泉議員、7番 高山祐一議員、8番 望月貞明議員、9番 徳竹栄子議員、10番 高田佳久議員、11番 渡辺正男議員、13番 小林克彦議員、最後に、12番 西宗亮議員です。

臨時議長（西 宗亮君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

臨時議長（西 宗亮君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

指名されました3名の議員は、開票の立会人をお願いします。

（白鳥金次君、湯本晴彦君、高山祐一君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。）

臨時議長（西 宗亮君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 12票

無効投票 1票

有効投票のうち

山本光俊君 7票

高田佳久君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山本光俊君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

臨時議長（西 宗亮君） ただいま議長に当選されました山本光俊君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

山本光俊君、議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

5番 山本光俊君、登壇。

（5番 山本光俊君登壇）

5番（山本光俊君） ただいまの議長選挙におきまして、議員諸兄より大変多くのご支持をいただき、当選の栄にあずかりましたこと、心より感謝申し上げます。議員各位に改めて御礼を申し上げ、謹んで議長の職をお受けしたいと思えます。

就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、議員経験も浅く、また、浅学非才でありまして、その器でないことは私自身一番承知をしております。しかし、ここに皆様のご推挙をいただいた以上は、そのご厚情に報いるよう覚悟を新たに円滑な議会運営に努め、公平無私を旨として職責を全うできるよう誠心誠意努力してまいります所存でございます。

また、竹節町政とは当然是々非々で向き合うことを前提とし、安易な妥協をしてはなりません。いたずらに摩擦を起こすことも避けなければなりません。まずは町民の皆様のことを第一に考え、町側と議会の職務がより円滑に遂行できるよう、お互いに理解と協力をしながら相乗効果を生み出し、大きな成果に結びつけられるような関係を構築することが望ましいと考えます。

今後、できるだけ町側と協議、折衝を重ね、双方にとってよりよい運営ができますよう努めてまいりたいと存じますので、特に、竹節町長にはご配慮をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

結びに、同僚議員の皆様、町長並びに理事者、管理職、職員の皆様には格別なるご高配、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

臨時議長（西 宗亮君） それでは、お手元に配付してあります議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字平穏7149番地16」、氏名「山本光俊」とご記入願います。

臨時議長（西 宗亮君） それでは、山本光俊議長、議長席にお着き願います。

以上で臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

議長（山本光俊君） 議事を進行します。ふなれな議長でございますが、ご協力をお願いいたします。

ここで議案の整理を行います。

本日の議案は議長名が未記入となっておりますので、「山本光俊」とご記入願います。

3 議員の議席の指定について

議長（山本光俊君） 日程第3 議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付してあります議席表のとおり指定します。

お手元に配付してあります議席表を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 朗読します。

- 1番 小林 央 議員
 - 2番 白鳥 金次 議員
 - 3番 山本 岩雄 議員
 - 4番 湯本 晴彦 議員
 - 5番 山本 光俊 議員
 - 6番 布施谷 裕泉 議員
 - 7番 高山 祐一 議員
 - 8番 望月 貞明 議員
 - 9番 徳竹 栄子 議員
 - 10番 高田 佳久 議員
 - 11番 渡辺 正男 議員
 - 12番 西 宗亮 議員
 - 13番 小林 克彦 議員
- 以上であります。
-

4 会議録署名議員の指名について

議長（山本光俊君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

- 1番 小林 央 君
- 2番 白鳥 金次 君
- 3番 山本 岩雄 君

を指名します。

5 会期の決定について

議長（山本光俊君） 日程第5 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

6 副議長の選挙について

議長(山本光俊君) 日程第6 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

議長(山本光俊君) ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に2番 白鳥金次君、4番 湯本晴彦君、7番 高山祐一君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。候補者の氏名を記載願います。

(議会事務局職員投票用紙を配付する。)

議長(山本光俊君) 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。)

議長(山本光俊君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長(藤澤光男君) それでは、議長選挙と同様に氏名を申し上げますので、同じ方法で投票をお願いします。

申し上げます。

1番 小林央議員、2番 白鳥金次議員、3番 山本岩雄議員、4番 湯本晴彦議員、6番 布施谷裕泉議員、7番 高山祐一議員、8番 望月貞明議員、9番 徳竹栄子議員、10番 高田佳久議員、11番 渡辺正男議員、12番 西宗亮議員、13番 小林克彦議員、最後に、5番 山本光俊議長です。

以上であります。

議長(山本光俊君) 投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

指名されました3名の方、開票の立ち会いをお願いします。

（白鳥金次君、湯本晴彦君、高山祐一君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。）

議長（山本光俊君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 12票

無効投票 1票

有効投票のうち

布施谷 裕 泉 君 7票

高 山 祐 一 君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、布施谷裕泉君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

議長（山本光俊君） ただいま副議長に当選されました6番 布施谷裕泉君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長（山本光俊君） 6番 布施谷裕泉君、副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

6番 布施谷裕泉君、登壇。

（6番 布施谷裕泉君登壇）

6番（布施谷裕泉君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆さんのご支援をいただきまして、副議長に選任されましたが、謹んでお受けしたいと思います。と同時に、改めて、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

加えまして、第17代、後期より、予算決算審査委員長を務めることが副議長としての大きな任務の1つとなっています。審査を通じ、執行機関に対しては、常に緊張感を保ちながら、認めるところは認め、是正すべきはしっかり伝え、いわゆる是々非々で臨むことが何より大事なことだと考えます。

申し上げるまでもなく、議会制民主主義におきましては、議会は二元代表制の一翼を担うわけですけれども、こういった重責を認識した上で、議会の力が大いに発揮できるよう努めさせていきたいと思っております。

副議長は、議長の女房役とも言われます。若干姉さん女房ということもありますので、出しやばらず、かつ足を引っ張らないよう気をつけて微力ながら精いっぱい務めさせていただきたいと思います。

今後2年、改めてご支援、ご協力をお願いいたしまして、就任に当たってのご挨拶とさせていただきますたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本光俊君） それでは、お手元に配付してあります副議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字夜間瀬8895番地」、氏名「布施谷裕泉」とご記入願います。

ここで、議会運営協議のため、暫時休憩します。

なお、再開時刻は追って庁内放送します。

（休憩）（午前10時36分）

（再開）（午後 1時15分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 議席の一部変更について

議長（山本光俊君） 日程第7 議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、正副議長の議席を、町村議会の運営に関する基準第12項の規定及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番に、副議長の議席を最終2番とするため、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。なお、あわせて議員当選者懇談会における決定事項も加えて変更します。

変更議席表を配付します。

（議会事務局職員変更議席表を配付する。）

議長（山本光俊君） それでは、議会事務局長に変更した議席番号と氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 朗読します。

5番 高山 祐一 議員

6番 望月 貞明 議員

7番 徳竹 栄子 議員

8番 高田 佳久 議員

9番 渡辺 正男 議員

10番 西 宗亮 議員

11番 小林 克彦 議員

12番 布施谷 裕 泉 議員

13番 山 本 光 俊 議員

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。配付しました変更議席表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は、変更議席表のとおり決定しました。

ここで、議席変更のため、暫時休憩します。

この休憩の間に議席の移動をしてください。

なお、仮氏名標も一緒に移動をお願いします。

（休 憩）

（午後 1時17分）

（再 開）

（午後 1時18分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

議長（山本光俊君） 日程第8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項及び第7条第2項の規定並びに第7条第4項の規定から選任を願うものであります。

なお、委員定数は、委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人、予算決算審査委員会が13人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

常任委員会委員の名簿を配付します。

（議会事務局職員常任委員名簿を配付する。）

議長（山本光俊君） 議会事務局長から各常任委員会委員の氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 朗読します。

総務産業常任委員会（定数7）

小林 央 議員 白鳥 金次 議員 望月 貞明 議員
徳竹 栄子 議員 高田 佳久 議員 西 宗亮 議員
山本 光俊 議員

社会文教常任委員会（定数7）

山本 岩雄 議員 湯本 晴彦 議員 高山 祐一 議員
渡辺 正男 議員 小林 克彦 議員 布施谷 裕泉 議員

なお、社会文教常任委員会につきましては、欠員が生じておりますので、6名となっております。

広報常任委員会（定数6）

小林 央 議員 白鳥 金次 議員 山本 岩雄 議員
湯本 晴彦 議員 渡辺 正男 議員 西 宗亮 議員

予算決算審査委員会につきましては、定数13名で、全員でありますので、氏名の朗読は省略をさせていただきます。

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。ただいまのとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会の正副委員長を選出のため、暫時休憩します。

議員各位に申し上げます。

正副委員長の選出は、議会委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選するとされておりますので、休憩中に各委員会で互選願ひ、決定次第、議会事務局まで報告を願ひます。

（休憩）

（午後 1時23分）

（再開）

（午後 1時23分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長から氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 朗読します。

総務産業常任委員会	委員長	望月貞明	議員
	副委員長	小林央	議員
社会文教常任委員会	委員長	高山祐一	議員
	副委員長	山本岩雄	議員
広報常任委員会	委員長	渡辺正男	議員
	副委員長	白鳥金次	議員
予算決算審査委員会	委員長	布施谷裕泉	議員
	副委員長	小林央	議員

以上であります。

議長（山本光俊君） ただいまの報告のとおり決定されました。

9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長（山本光俊君） 日程第9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりますことから選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定されております。

なお、任期は2年、定数は6人であります。

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員会委員の名簿を配付します。

（議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。）

議長（山本光俊君） 議会事務局長から議会運営委員会委員の氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（藤澤光男君） 朗読します。

議会運営委員会委員（定員6）

湯本晴彦議員 高山祐一議員 望月貞明議員
高田佳久議員 渡辺正男議員 小林克彦議員

以上であります。

議長（山本光俊君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。ここで、議会運営委員会の正副委員長を選出するため、暫時休憩します。

議会運営委員会各位に申し上げます。

正副委員長の選出は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選を願い、決定次第、議会事務局まで報告してください。

（休憩） （午後 1時28分）

（再開） （午後 1時28分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、氏名を朗読します。

委員長 4番 湯本晴彦君

副委員長 11番 小林克彦君

以上、報告のとおり決定されました。

10 北信広域連合議会議員の選挙について

議長（山本光俊君） 日程第10 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

5番 高山 祐一 君

12番 布施谷 裕泉 君

13番 山本 光俊

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信広域連合議会議員に当選されました。

議長（山本光俊君） ただいま当選されました5番 高山祐一君、12番 布施谷裕泉君、13番 山本光俊が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

議長（山本光俊君） 日程第11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

5番 高山 祐一 君

12番 布施谷 裕泉 君

13番 山本 光俊

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

議長(山本光俊君) ただいま当選されました5番 高山祐一君、12番 布施谷裕泉君、13番 山本光俊が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

議長(山本光俊君) 日程第12 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

6番 望月 貞明君

12番 布施谷 裕泉君

13番 山本 光俊

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が岳南広域消防組合議会議員に当選されました。

議長（山本光俊君） ただいま当選されました6番 望月貞明君、12番 布施谷裕泉君、13番 山本光俊が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

13 同意第3号 山ノ内町監査委員の選任について

議長（山本光俊君） 日程第13 同意第3号 山ノ内町監査委員の選任についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番 高田佳久君の退席を求めます。

（8番 高田佳久君退席）

議長（山本光俊君） 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第3号 山ノ内町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項及び第197条の規定により、山ノ内町監査委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字平穏2735番地3。氏名、高田佳久。生年月日、昭和46年11月25日、任期は、議員の任期であります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第3号 山ノ内町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立10名で多数です。

したがって、同意第3号 山ノ内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

8番 高田佳久君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（8番 高田佳久君復席）

議長（山本光俊君） 議員各位に申し上げます。

ただいまの起立数に誤りがありましたので、訂正をし、再度申し上げます。

起立9人で多数です。

以上のように訂正をお願いいたします。

14 報告第2号 平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（山本光俊君） 日程第14 報告第2号 平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第2号 平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰り越しにつきましては、平成30年度一般会計予算のうち、3月議会の補正予算第8号で繰り越しのご承認をいただきました民有林道改良事業、国立公園整備事業、学校教育施設整備事業（小学校エアコン設置事業）の合わせて3件であります。繰り越した額の総額2億638万2,000円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 平成30年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

15 承認第3号 専決処分の承認について

専決第4号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）

議長（山本光俊君） 日程第15 承認第3号 専決処分の承認について、専決第4号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第3号 専決処分の承認について、専決第4号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億2,811万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億4,065万2,000円としたものであります。

地方債の補正では、過疎対策事業、公営住宅建設事業及び学校教育施設等整備事業について、事業の確定及び財源振りかえに伴い限度額を変更するものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより、法人町民税、固定資産税の増額補正を行ったものであります。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、それぞれ額の確定により増額補正であります。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定などによる増額補正であります。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入実績による増額補正であります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を全て減額するとともに、ふるさと基金充当事業の実績によるふるさと基金繰入金の増額補正であります。

町債では、過疎対策事業の精算による減額と町営住宅長寿命化改良事業の起債を0円とする減額及び小学校冷房設置事業の財源振りかえにかかわる学校教育施設等整備事業債の減額補正であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費では、ふるさと寄附金の実績により、ふるさと基金への積立金を増額するとともに、精算による財源により、財政調整基金を増額補正しております。このほか、総務費の戸籍住民基本台帳費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額につきましては、事業の精算などによる補正、減額補正となっております。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

2点お願いしたいと思います。

まず、1点目が23ページ、民生費の社会福祉総務費の20節の扶助費の200万円の減額なんですけれども、これ福祉乗物補助券給付事業ということで、最終的な総額と使用者人数をお聞かせください。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

最終的な決算見込みは340万円ほどで、利用実績のほうは、今こちらのほうに資料を持ち合わせておりませんので、ご勘弁いただきたいと思えます。

以上です。

議長（山本光俊君） 8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

それでは、続いて、25ページの民生費の児童福祉総務費の7節、11節、賃金と需用費、ご説明いただいたんですけれども、もう少し詳しく放課後児童クラブの関係の減額についてお聞かせください。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

まず、放課後児童クラブのほうでございますが、17名の職員がおりまして、決算見込みでございますと、約2,300万円ほど、当初予算から比べまして700万使用がなかったということでありまして。保育所費につきましても同様で、嘱託分については12人分で2,500万円ほど、臨時職員分とすれば36人分で4,700万円ほどということで、それぞれ当初予算から見た内容で減額したものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 2点お願いします。

まず、歳入、8ページ、最終補正ということですが、法人で補正額が前年と比べて2,200万円、町税、固定資産税6,800万、大変うれしい変更ですが、これ内容について分析されてたらちよっとご説明をお願いします。

議長（山本光俊君） 税務課長。

税務課長（山崎和彦君） お答えします。

まず、法人税、それから固定資産税の順番になりますが、法人税につきましても、これ当初の見込みについては、29年度もそうでしたけれども、いささか固目に、控え目というか、見込んだ結果、伸びてございます。もう少し減収するのではないかという見込みで予算を立てましたが、30年度についても、それほどの減収にならなかったということで、こちら増収になってございます。

固定資産税につきましても、29年度もそうだったんですが、こちら控え目というか、固い見込みをした結果、最終的にはここまで数字が伸びたという内容でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 今のご説明ですと、収納率にも影響するという事なんですか。

議長（山本光俊君） 税務課長。

税務課長（山崎和彦君） お答えします。

収納率も今の5月末で最終的なものはまとめておりますが、滞納繰越は3月末ですが、収納率も29年度に比べれば少しよくなってはおります。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 次に、38ページ、学校管理費、中学校ですね、工事請負費、施設工事で8,600万円の精算での金額入れたということなんですが、これちょっと金額大き過ぎて何か、取りやめたとか何か、そういう事情なんでしょうか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

中学校の長寿命化の改修工事につきましては、2カ年の施工ということで現在工事の施工をしておるところでございますが、年度割につきましては、当初設計の金額についての案分で産出している関係上、若干見込みを高く30年度には置いております。その関係で、出来形検査等々を行った結果の実績により工事請負費が減額になったものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

3点お願いしたいと思います。

最初に、10ページの歳入の地方交付税の特別交付税ですが、先ほど増額になったことについては確定ということでお話あったんですが、まれに除雪の関係の特交で措置していただいたりはあるんですが、ことし除雪は減額だったりありまして、この特別交付税が2,958万ですか、これどういうあれで、この特別交付税配分があったんでしょうか。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えします。

細かい特別交付税の内訳というところまでは、私のほうでは把握をしていない部分でございますけれども、一般的なことを申し上げますと、特別交付税は御存じとおり、普通交付税の補完的な役割を果たすものでございまして、普通交付税の算定に反映することのできなかつた山ノ内町の特別な事情を勘案して交付していただける交付税ということになっておりますので、今回の特別な事情につきましては具体的な内容というのはいないんですけれども、今議員からありましたとおり、除雪の関係とか、それぞれ山ノ内の独自のものは見ていただけたという結果でございます。内容の細かいところについては資料をお持ちしておりませんので、申しわけございませんけれども、以上でございます。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 山ノ内独自のもの、独特な部分できっと配慮してもらったのか、それとも

最初に、先ほど税務課長言ったような、控え目に、固く見たということなのか、その辺またおわかりでしたら議員のほうにも説明していただければというふうに思います。

それでは、2つ目ですが、24ページ、民生費の地域福祉センター費の20節の扶助費の介護保険低所得者対策助成金のプラス47万1,000円ですが、ほかの部分というのは、精算になると大体マイナスというような形なんです、ここで47万1,000円ふえているということは、対象になる人がふえたり、事業費的に膨らんだのか、その辺、トータル的には助成金の総額というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらのほうの総額につきましては、547万1,000円ほどの予算ベースになります。内容については、具体的にふえたのか、対象者がふえたのかどうかというのは、ちょっと今持ち合わせがございませんので、お許しいただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） ただいまの点については、またおわかりになった時点で説明いただきたいというふうに思います。決算のときには明らかになると思うんですが。

それで、20ページの13目基金費、25節積立金なんです、財政調整基金の元金に3,166万ということで、余分な財源ができたというようなことだと思んですが、取り崩しがゼロになったのは今まであるんだと思うんですが、これ財調の基金をこういう金利以外で積み立てることになったのというのは何年ぶりぐらいなんです。総額幾らになりますか、財調の基金。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えします。

今の20ページの基金費の財政調整基金の積立金の話ですけれども、今回3,166万円積み立てたということなんです、何年ぶりというふうにお聞きなんですけれども、これは私のほうでそれを過去まで調べたことがなくて、今ここでお答えすることができないんですけれども。

すみません、総額についても、また決算のときにまた申し上げたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

1点だけお願いします。

9ページですけれども、歳入の地方消費税の交付金、こちらも2,600万ほどの増ということなんですけれども、こちらも主な要因というか、どんなところが影響して、このようになったか教えてください。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

御存じのとおり、地方消費税の交付金につきましては、今8%の国と地方で課税をされているものでございまして、消費が進めば当然交付税もふえてくるということでございますので、予定よりも地方消費が進んだということだというふうに考えております。

以上です。

議長（山本光俊君） 10番 西宗亮君。

10番（西 宗亮君） 1点お願いします。

27、28ページにまたがりますけれども、4款衛生費、特に予防健診の支出額が大分マイナスになっておりますけれども、受診者が少なかったのか、それとも何かほかに減額となった要因というものはおありになるのか、健康の予防については、町も大いに奨励しておるところだと思うんで、減額ではなくて、むしろオーバーするぐらいな事業でよろしいかと思うんですけれども、減額になった要因を教えてくださいたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらのほう、減額の金額が多いわけですが、当初予算のところで、計画でとってある部分と実績に乖離が生じて、このような差額が出てきているということでございますが、実際に使っている数とすれば、ほぼ例年並みぐらいの予定だというふうに思いますけれども、細かい内容につきましては、また決算に向けて調整したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（山本光俊君） 12番 布施谷裕泉君。

12番（布施谷裕泉君） 1点お願いいたします。

37ページ、教育費ですけれども、37ページの小学校費、それと38ページ、中学校費、扶助費につきまして、それぞれ小学校費では270万ということで、要・準要保護児童援助費ということで減っておりますけれども、これは人間的なことだと思うんですけれども、そこら辺につきまして、どんなふうに分析されているのか、単純に減ったということで処理されておりますけれども、その辺、何か分析されていたらお願いいたします。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

この扶助費につきまして、当初予算で見込んでいた人数よりも実績が、確定人数が減ったという内容によるものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

16 承認第4号 専決処分の承認について

専決第5号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

17 承認第5号 専決処分の承認について

専決第6号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

18 承認第6号 専決処分の承認について

専決第7号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

19 承認第7号 専決処分の承認について

専決第8号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

20 承認第8号 専決処分の承認について

専決第9号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山本光俊君） 日程第16 承認第4号から日程第20 承認第8号までの専決処分の承認について、5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上5件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第4号 専決処分の承認について、専決第5号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,248万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,301万4,000円とするものがあります。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税と県支出金及び他会計繰入金の減額、国庫支出金と繰越金の増額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費と保険事業費の減額であります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

次に、承認第5号 専決処分の承認について、専決第6号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,105万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、収入見込みにより、後期高齢者医療保険料のほか、事務費、繰入金、保険料還付金等を減額するものであります。

歳出の内容は、サーバーリース料、後期高齢者医療広域連合納付金等を減額するものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

次に、承認第6号 専決処分の承認について、専決第7号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、平成30年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出それぞれ2,520万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,959万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1号被保険者保険料の調整、国庫支出金等ルール分の確定による増減額のほか、一般会計繰入金、支払準備基金繰入金及び諸収入の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みによる減額、支払準備基金への積み立て及び特定財源の確定による財源振りかえであります。

細部につきましては、健康福祉課長から補足させます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

次に、承認第7号 専決処分の承認について、専決第8号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ542万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億6,185万8,000円とするものであります。

歳入歳出では、下水道使用料等を1,279万5,000円増額し、一般会計繰入金を1,641万7,000円減額し、町債を180万円減額するものであります。

歳出予算では、事業の精算により、処理場管理費等542万2,000円を減額するものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

次に、承認第8号 専決処分の承認について、専決第9号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ192万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,715万1,000円とするものであります。

歳入予算では、分担金109万円及び下水道使用料171万円を増額し、一般会計繰入金を472万

円減額するものであります。

歳出予算では、事業費の精算により、処理場管理費等192万円を減額するものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

専決第5号及び専決第7号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認について、専決第5号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 同じ場所ですけれども、2件お願いします。

9ページの歳出、保険給付費、2款、そこの出産育児一時金、これが85万6,000円の減額になっていますね。ところが、これに相對する歳入の財源のほうですが、5ページで、一般会計から繰入金で出産育児一時金等の、ここには等がついていますけれども、57万円の減しているんですね。これ歳出で減しているのに、この金額と、この金額がどうして違うのかというのが、まず1点です。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

一般会計の繰入金につきましては、ルール分としていただいておりますので、こちらの57万円の減額で精算になるということでもありますけれども、実際に出産育児一時金のほうの歳出のほうでいきますと、総額が544万8,000円という、こちらのほうも精算という形になるんですけれども、具体的にはこちらのほうは一定のルール分として扱っておりますので、最終的な精算がこのようになったというふうにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） そのように理解しました。

それでは、このところで、とにかく出生数が激減していると、これ国保会計の中で被保険者の中の出産一時金、いわゆる他の健保の関係は違うわけですから、これ国保の中で85万6,000円の減をしたということは、見込みから見て何名減の出生なのか、それから当初の630万というのは何名を予定していたのか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

申しわけございません。今、手持ちの資料でいきますと、人数まで入っているものがございませんので、またわかり次第ということよろしいでしょうか。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 1点お願いします。

3ページの歳入歳出の総括のところ、国民健康保険税の収入、今回補正後3億8,649万7,000円です。歳出のほうで、国民健康保険事業費納付金というのが4億9,200万、これは県のほうに来るものでありますが、この差額というんですか、要は県から請求、納付金はこれだけだよという請求が来たものに対して、保険税でこれだけの額を賄って、あとは、例えば基金取り崩しであったり、ほかの財源でこの帳尻を合わせているのか。その辺だから、ぱっと見て保険税の税収がどのくらい足りないのかという、その辺がちょっとわかりづらいので、ざっくりでいいんですが、その説明いただければ。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

その内訳についてでありますけれども、この事業精算をした段階でありますので、具体的な内訳の支出の内容は、まだ決算の内容を私つかんでございませんので、今ご説明できなくて申しわけございません。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認について、専決第6号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） まず、1カ所お願いします。

3ページの歳入の特別徴収保険料と普通徴収保険料のところのプラス・マイナスの補正なんです、一般的に見て、年金から天引きできない人が普通徴収のほうだと思うんですが、割合的に結構特別徴収よりも多いんですけれども、この中で人数的にどうなんですか、特別徴収者と普通徴収者の人数の割合と、それから、恐らく特別徴収のほうは、滞納はほぼ出ないと思うんですが、普通徴収のほうの保険料の滞納というのは、どのぐらいになっているのかお願い

したいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

ちょっと今、滞納の金額の数字の手持ちがありませんので、どのぐらいかというのはお答えできなくて大変申しわけないんですが、ただ、特別徴収と普通徴収の割合についてでありますけれども、特別徴収に移行する前の段階、要は、そういうものについては、ある一定の期間、特別徴収に移行することができないので、普通徴収で納付をいただくという制度の決めがございますので、恐らくそういった内容の中で、年金がある程度支給されて半年たたないと特別徴収にならないという制度的な問題もございますので、金額の割合が高く見えるのではないかなというふうに理解しています。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認について、専決第7号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 2点願います。

3ページの歳入歳出の総括表の中の歳出の保険給付費、2番ですね、マイナス2,600万円の補正ということで、前回、3月議会に提出された補正予算も3,000万円の減額だったと思いますが、この31年度の予算につきましては、今までよりもふえていくという予算になっていると思うんですが、結果的に15億4,000万という保険給付費総額、その計画に対してどのぐらいな割合であるのか、結果として今後の31年度予算に影響というのは、その辺どうなんでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

31年度に対するというのは、ちょっと今お答えができないわけなんですけれども、今回、こ

ちらのほうにかかわる部分について、7期の計画ベースで見たときに、一番影響額が大きかった部分とすれば、施設利用の関係が計画の9割ということでありまして、こちらが計画と実績でいくと、約6,000万円ほど乖離しております。この辺の影響がさきの3月補正及び今回の専決の補正に影響しているものと推察されます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） その下のページなんですけど、4ページの、総体的に保険給付費が減っている中で、調整交付金は1,300万円ということで、現年度分と書いてあるんですけど、これ総体的にサービス量が減っている中で、この1,300万円プラスというのはどういう意味合いなのかお聞きしたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらについては、サービス量が減った分、翌年度精算ということで返還金に影響しておりますので、国のほうにつきましては、実際交付申請を行って、事業確定するのが年度をまたいでしまうので、精算については翌年度というルールがございます。このような兼ね合いの中で、来年度は国へ幾分か返還金を生じるということで、この金額が増額になっているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 結果として、支払準備基金からの繰り入れ、これ6ページにありますけど、3,800万円の繰り入れをする予定で来た分が最終補正で2,891万円の減額ということで、ほぼ、930万円ぐらいしか基金は減らなかったということだと思いますが、私の記憶では2億2,000万円ぐらいは基金があったような気がするんですけど、今後こんな形で介護サービスというのは爆発的にふえるようなことは余りないような気がするんですけど、この辺、結果として、先ほど翌年度のために交付されたという交付金の話もありましたけれども、この辺どんなふうにお考えですか、基金からの繰り入れを大幅に減額となったことについて。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

この基金の繰り入れが実際のところ、実績で約930万円ほどという実績ベースになったわけですが、年度当初につきましては、4,600万円繰り入れを行うというようなことで掲げていたわけですが、実際、事業が先ほどご説明したように、施設利用がなかったというようなことで、保険給付費が足りてしまったということから、基金の繰り入れが900万円程度で済んでいるというようなことですので、あくまでもこれは事業実績であるということと、その前に、第7期の計画で物事が、予算等組んでございますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認について、専決第8号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認について、専決第9号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

- 2 1 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第 1 0号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 2 承認第 1 0号 専決処分の承認について
専決第 1 1号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 承認第 1 1号 専決処分の承認について
専決第 1 2号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第21 承認第 9号から日程第23 承認第11号までの専決処分の承認について、3件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上3件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第 9号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をしたので、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年 3月29日に公布されたことに伴い改正するものであります。

改正の内容は、平成31年度から32年度までの第 1号被保険者の第一段階から第三段階の低所得者の被保険料を軽減するものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

次に、承認第10号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等、平成31年 3月29日に公布されたことに伴って改正したものであります。

今回の税制改正に伴う税条例の改正の概要は、軽自動車税特例措置等の見直し、個人住民税の寄附金減税控除における指定制度の導入、固定資産税の負担軽減措置等の合理化が主な内容です。

細部につきましては、税務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

続いて、承認第11号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分した

ので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴って改正したものです。

今回の地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税額にかかわる課税限度額と軽減判定所得の基準額を引き下げるものです。

細部につきましては、税務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

専決第10号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 専決第11号及び専決第12号について、税務課長。

税務課長。

税務課長（山崎和彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第9号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 介護保険の1号被保険者の保険料の改定という内容なんですが、これは3年に一度見直すというのは、暗黙のルールというか、それに従っているんですが、3年に一度のルールでなくても、この保険料というのは町村が独自に改定というのはできるんですか。このことを言っているのではなくて、こういう国の消費税財源での改正を前倒しで国がやる、それに対して町が従ってやるんですが、これにあわせて、町が独自に、先ほど30年度の介護保険会計も質問させていただきましたけれども、多額な基金残高があるという中で、ちょうどタイミングがいいから、その基金を活用して、3年に一遍ではないけれども、この年に、これと一緒に値下げをしたいというようなことはできるものでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

今回、この条例の関係については、今のできる、できないという話はちょっとまた別問題でありまして、今回のこの下げる幅につきましては、決まっているものを下げるから、足りない分を公費で補いましょうという部分で、繰入金で国・県・町、それぞれ用意して繰り入れで行うということですので、この部分についての保険料は、ただ賄うから下げるという内容であります。

今、議員がおっしゃられているのは、全体の見直しをできるのかという部分については、第7期の計画で既に決定してございますので、3年はできないというふうに理解しております。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 7期の計画の決定、その保険料を定めた決定、これどの期間が計画を、議決をしているのでしょうか。その予算とか決算については議会がちゃんとしていますけれども、その計画というのはどこが、どの委員会というか、それが決定していますか。

3年間はいじれないという縛りが上のほうの法律であるのかどうか。私たちにとってみるととっても違和感があって、高く設定し過ぎてしまって3年間は下げられないという、そういう気があるのに、国のほうでは財源を充てれば、こんな専決でもやっしまえと、議会の議決待たなくてやっしまえと、やれてしまうという、そこが地方自治の考え方から言えば、町独自の軽減措置というのは3年に一遍ではなくて、こういうタイミングにあわせてやれてもいいんではないかなと思うんですけれども、その計画の決定というのほどこの機関が、どの時点で決定したんだかちょっとお願いします。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えします。

ちょっと私も不勉強で、来たばかりで中身がこちらも読み込んでいないものですから、具体的な、どこでこの計画を決定したかという部分について、今具体的に申し上げることができなくて大変申しわけないんですけれども、こちらの第7期の事業計画につきましては、国の見える化システムというものを使っておりまして、この内容に応じてサービス量を決定していくという、具体的に量の決定とかが国のシステムでやっているものですから、あくまでもそれが山ノ内の実態と大きくかけ離れているというものについては一部修正を加えてございますけれども、内容につきましては、国のそのシステムを使っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 質疑なので、余り意見を言う場ではないのであれなんですけど、普通に、ここで今、この専決について承認するかどうか今議題になっています。どこの決定で、本当に、この保険料の見直しというのは3年の真ん中の辺でも、毎年でも見直しができるのかどうかと、その答えもらわないで、これ承認してしまっただけかなという、今考えてしまっているんですが、できることなら、先ほどの見える化という言葉もそうですけれども、今回の2回にわたる減額、保険給付費の減額補正、それから基金が大きくことし減らないということがわかってしまったようなんですね、現在。見える化と言えば、本当に見えているんです。この時点で判断して、町が独自にそれを使って負担軽減しましょうということが本当にできないというふうに決められているのか、そこを知りたいです。どうでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

この第7期の介護保険計画につきましては、この本に書いてあるとおりでいきますと、山ノ内町高齢者福祉介護保険委員会において、その内容を協議しましたということでございますので、その委員会で計画を見て、これでいきましょうという決定をいただいたというふうに理解しております。

ただ、今議員がおっしゃられたように、その見える化システムが果たしてそれでいいのかどうかというようなことでありますけれども、あくまでもこれは国から示されているシステムでありまして、具体的にこのシステムを使わなくて計画を定めるという部分につきましては、内容を十分国等に説明していくというようなことがあるわけで、その辺のところはやはり少し全体的に国のほうで介護サービスの伸び率とか、そういうものを勘案して、その見える化システムをつくっていると聞いておりますので、あくまでもそのシステムの範囲内で明らかに著しい違いのあるものは少し内容を精査させていただいたというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第10号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第11号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

議長(山本光俊君) 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

本日の会議を閉議します。

議長(山本光俊君) 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 令和元年第3回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

臨時議会は本日1日の会期におきまして、ご提案いたしました案件全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

本日の臨時議会におきまして、新たに山本光俊議長が選任されましたことに祝意を申し上げます。議会の構成ができ、山ノ内町議会が新しく発足いたしました。二元代表制の行政と議会に与えられた使命のもと、ともに観光や農業の振興、福祉や教育の充実、安心・安全なまちづくりにより、恵まれた自然を生かし、自信と誇りの持てる郷土づくりに格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今月14日から、議会定例会の開催も予定されております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶いたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和元年第3回山ノ内町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 3時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

山ノ内町議会議長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員